

和泉市ごみ分別辞典作成業務

公募型プロポーザル方式実施要領

令和8年6月

和泉市

和泉市ごみ分別辞典作成業務公募型プロポーザル方式実施要領

1. 目的

この要領は、和泉市ごみ分別辞典作成業務委託に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式の実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 件 名

和泉市ごみ分別辞典作成業務

(2) 実施期間

契約締結日 ～ 令和9年2月10日(水)(3月号広報同時配布物納品日)

(3) 業務内容

「和泉市ごみ分別辞典作成業務」

※契約時における仕様は、提案者の企画提案内容により変更する場合がある。

(4) 提案限度額

3,300,000円(税抜)

3. 契約保証金

契約保証金は、和泉市財務規則に基づくものである。

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

5. 支払い条件

完了後一括払い

6. 事業の方法

(1) コスト縮減のため、成果物の目的を阻害しない範囲内において、企業等の広告を掲載して差し支えない。その場合、広告の募集及び広告事業主との交渉等は、すべて提案者が行うこととし、掲載の可否、掲載する範囲は市担当者と協議のうえ決定する。

(2) 広告掲載の範囲及び規制業種又は事業者等については、『「広報いずみ」及び「ホームページ」広告掲載要綱』第3条及び第4条と同様の取扱いとし、市による内容の確認及び承認を得ること。また、募集、営業活動については、対象者に対して不快感や誤解を与えるような言動を厳に慎み実施すること。

(3) 住民への配布は、本市による広報いずみへの折込配布とする。※折込作業費用は市が負担する。

7. 参加資格

以下の項番1、2のいずれかの条件を満たし、3～10の条件を参加表明時点において全て満たす者を本業務の参加者とする。なお、2の場合は提出書類の審査が必要です。

項番	要件
1.	和泉市における令和8年・9年度の入札参加資格の受付を完了している者。
2.	<p>入札参加資格を有していない場合は参加表明書を提出する際に以下の書類（各種証明書は発行日より3か月以内）の提出ができること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 商業登記簿謄本（登記事項証明書）の写し 1部（法人の場合のみ） ② 市税等の納税証明書（和泉市に納税義務のないものを除く）の写し 1部 ③ 直近1年間の事業の決算報告書一式の写し 1部（法人の場合のみ） ④ 直近1年間の確定申告の青色申告決算書または収支内訳書の写し 1部（個人の場合のみ） ⑤ 国税の納税証明書「その3の3」の写し 1部（法人の場合のみ） ⑥ 国税の納税証明書「その3の2」の写し 1部（個人の場合のみ） ⑦ 印鑑証明書の写し 1部 ⑧ 使用印鑑届（様式3） 1部（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること） ⑨ 委任状（様式4） 1部（契約締結等に関する権限を支社長、営業所長等に委任する場合に提出すること） ⑩ 暴力団排除に関する誓約書（様式5） 1部
3.	令和5年4月1日から令和8年3月31日の期間に、市町村で同種の業務（広告を含んだ10ページ以上の冊子の作成）を受託し誠実に履行した実績を1件以上有すること。ただし、再委託による業務の実績を除く。
4.	本社、支店又は営業所等の所在地が大阪府内にあること。
5.	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第一項の規定に該当する者でないこと。
6.	会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により、更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
7.	民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により、再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
8.	参加表明の時点で、和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱（平成17年制定）に基づく指名停止または指名回避および大阪府における法令違反を理由とした参加停止措置を受けていないこと。
9.	事業者、事業者の役員又は従業員（以下、「事業者関係者」という。）が過去10年から現在にかけて暴力団（暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び和泉市暴力団排除条例（平成24

項番	要件
	年条例第1号)第2条に規定する暴力団をいう。)、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という。)でなく、事業者関係者が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際したり、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。
10.	国税の未納がないこと。本店、支店、営業所等が和泉市に存する場合は、市税の未納がないこと。

8. 参加申込の手続等

(1) 担当部局

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 和泉市役所本館2階 8番窓口
和泉市環境産業部環境政策室生活環境担当
電話 : 0725-99-8122 (直通) FAX : 0725-45-9352
E-mail : gomiziten@city.osaka-izumi.lg.jp

(2) 募集方法

実施要領は市ホームページで公表する。仕様書等の資料は、公表期間中に参加事業者が取得するものとし、印刷物での配布は行わない。

(3) 日程(全体スケジュールと契約候補者特定までの事務手順等)

項番	項目	日程等
1.	ホームページによる公表	令和8年6月3日(水)
2.	参加表明書の提出締切	令和8年6月19日(金)
3.	参加資格確認結果の通知	令和8年6月24日(水)
4.	質疑受付終了	令和8年6月26日(金)
5.	質疑回答予定	令和8年6月30日(火)
6.	提案書等受付期限	令和8年7月10日(金)
7.	1次審査結果及び2次審査日程の通知予定日	令和8年7月17日(金) 予定
8.	2次審査予定日	令和8年7月28日(火) 予定
9.	審査結果通知及びHP公表予定日	令和8年8月4日(火) 予定
10.	委託業務開始予定日	令和8年8月17日(月) 予定
11.	委託業務完了予定日	令和9年2月10日(水) 予定

(4) 参加表明書の提出

① 提出書類

- ア 参加表明書(様式1) 1部
イ 完了実績報告書(様式2) 1部

令和5年4月1日から令和8年3月31日の期間の受託実績のうち代表的な1件について、概要が分かる資料(冊子等)を添付すること(写しでも可。なお完了実績については、1次選定以降においても評価します)。

ウ 誓約書（様式6） 1部

エ 参加資格2に該当する者は、参加資格2に掲げる書類を提出すること。

②提出方法

郵送（受付期間内に必着とし、書留郵便に限る。）

※提出資料の作成及び提出に要する費用は当該事業者の負担とする。

③提出期限 令和8年6月19日（金）午後5時15分まで

④提出先

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市環境産業部環境政策室生活環境担当

電話：0725-99-8122（直通） FAX：0725-45-9352

電子メール：gomiziten@city.osaka-izumi.lg.jp

（5）質問書の提出

①提出書類 質問書（様式7） 1部

※質疑がない場合にも、「質疑事項なし」とし、提出すること。なお、市が質疑を追加することがある。

②提出方法 質問書（様式7）に内容を簡潔に記入のうえ、電子メール又はFAXで提出すること。

※電話による質疑は受け付けない。なお、電子メール送信の際は件名に「和泉市ごみ分別辞典作成業務参加表明に関する質問」と記したうえで送信すること。

③提出期限 令和8年6月26日（金）午後5時15分まで

④回答方法 令和8年6月30日（火）までに、質問一覧にして、全社に電子メールで回答する。

⑤その他 提出期限を過ぎたもの又は指定した方法以外での質問は一切受付しない。

9. 参加資格の確認

8で提出された参加表明書をもとに参加資格の確認を行う。

（1）参加資格確認結果の通知

令和8年6月24日（水）

※参加表明書の提出者全員に参加資格確認結果を原則電子メールにて通知する。

（2）参加表明書の提出者が1者の場合の取り扱い

参加申込者が1者の場合であっても、当該1者について参加資格の確認を行う。

10. 企画提案書等の提出

（1）提出書類及び部数

ア 企画提案書（様式9） 1部

イ 企画提案書（本文） 9部（正本1部、副本8部）

・ 正本1部には、表紙に業務名と事業者名を明記すること。

- ・副本8部には、表紙に業務名のみを記載し、会社名等の事業者が特定できる事項は表示しないこと。

- ウ 価格提案書（様式10） 1部
- エ 見積書（広告収入の積算根拠も含む） 1部

- ・表紙に業務名と事業者名を明記し、代表者印を押印すること。

- オ 業務実施体制（様式11） 1部
- カ 会社概要 1部

※市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

(2) 提出期限

令和8年7月10日（金）午後5時15分まで

(3) 提出先

5.(4)の担当部署に同じ

(4) 提出方法

郵送（受付期間内に必着とし、書留郵便に限る。）

※提出資料の作成及び提出に要する費用は当該事業者の負担とする。

1.1. 企画提案書等の作成

9の参加資格確認により参加資格を有した者は、次の書類を作成すること。

(1) 企画提案書（様式9）

(2) 企画提案書本文

- ・企画提案書本文は、仕様書を踏まえ、以下の項目について記載すること。
- ・企画提案書本文には提案者が特定できる表記及びマーク社章等は記入しないこと。

[記載項目]

- ア 業務の実施方針
 - イ 業務（作業）工程表
 - ウ その他独自の提案事項（市民により分かりやすいデザインや、周知方法等）
 - エ 現時点でのごみ分別辞典の作成イメージ（完成品を充分想像できるものであること）
- 上記内容のとおり順番で目次・提案書を作成し、ページ番号をふり、具体的な記述をすること。

作成の際は、提案書を評価する者が専門的な知識を有することなく評価が可能な提案書を作成し、必要に応じて、用語解説もつけること。

(3) 価格提案書（様式10）

(4) 見積明細書

- ・日本工業規格 A4 判の任意様式に提出年月日、商号又は名称、代表者職氏名、見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）及び企画提案書の内容に沿った積算内訳を記載し、代表者印を押印すること。
- ・本業務の総費用の税込金額から広告収入見込額を減じた額（消費税及び地方消費税を含む）を記載すること。なお、見積り金額は、2. 業務概要（4）に定める提案限

度額の範囲内とする。

- 本業務の収益構造を把握することを目的として、6.(1)の広告収入を行う場合にあっては、広告収入見込額を明細に記載すること。

なお、広告収入額で見込んだ額については、市が担保するものではなく、広告収入額で見込んだ額と実績が大きく乖離した場合であっても減収を補填するものではない。

(5) 業務実施体制（様式11）

(6) 会社概要（書式自由、パンフレット添付可）

業務を実施する本店（支社・支店）、営業所等の名称、所在地、業務概要、実績、責任者等を記載すること。なお、A3版はA4サイズに折り込むこと。

12. 企画提案書の審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

①選定は、1次選定及び2次選定の2段階選定方式により行う。

②1次選定は、事務局により令和5年4月1日から令和8年3月31日の期間に市町村で受託した同種の業務実績件数及び提案価格を点数化し、その合計点が高い順から5者を選定する。ただし、参加表明者が5者以内の場合は1次選定を省略し、2次選定のみ実施する。

（点数の計算方法）

令和5年4月1日から令和8年3月31日の期間に市町村で受託した同種の業務実績件数：1件を1点とする。（様式2）にて確認、最大5点。

提案価格：価格の低い順に並べ、一番低い額を提案した者を最高点とし、以下1点ずつ減点した点数を得点とする。

（例）A:275万円 B:280万円 C:285万円 D:290万円 E:295万円 F:300万円の6者提案の場合、提案価格に対する点数は、A:6点 B:5点 C:4点 D:3点 E:2点 F:1点となる。

※1次選定の結果及び2次選定（選定委員会）の日時については、令和8年7月17日（金）にメールにて通知予定。

(2) 2次審査日 令和8年7月28日（火）（予定）

2次審査は、選定委員会により選定評価基準に基づき提出書類、プレゼンテーション及びヒアリング等審査により行う。プレゼンテーション・ヒアリングの順番は企画提案書の受付順とし、場所・時間等は企画提案書の提出後、当該提案者に電子メールで通知する。

所要時間は1者あたり25分（プレゼンテーション15分程度、ヒアリング10分程度）とし、その際のプレゼンテーションは企画提案書に基づいて行い、提案者は正規社員3名以内とし、説明者は原則として本業務を受注したときに業務責任者となる者とする。

(3) 評価項目・評価基準

評価項目	評価基準	配点
実績	過去3年以内に市町村で同種の業務を受託した実績（最大5件）	10
企画提案書	企画提案書の内容・独自の提案の内容	25

プレゼンテーション	業務に関する知識・理解度、プレゼンテーションの分かりやすさ、質疑応答の的確さ	25
価格	見積金額及び積算内訳の妥当性（価格点の計算方法は別紙のとおり）	40
合計		100

(4) 注意事項

パソコンを使用する場合は、提案者で用意すること。ただし、プロジェクター、スクリーン、電源コードリールは市で用意するが、これを自ら持参し使用することを妨げない。

他の提案者の企画提案を傍聴することはできない。

指定した時間までに参加しない場合は、選定から除外する。

(5) 優先交渉権者の選定

選定委員会において(3)に基づく評価点から価格を除いた60点のうち5割以上を獲得した提案者の中から、選定委員の評価点を全て合計した得点が最高得点の提案者を優先交渉権者として随意契約の交渉を行う。ただし、交渉の結果、契約の合意を得られない場合は、2番目に高い者を次点交渉権者とし、次点交渉権者と交渉を行う。

なお、優先交渉権者が同点の場合は、実績項目の得点が高い者を上位とする。実績項目も同点の場合は企画提案書項目の点数の高い方を上位とする。

優先交渉権者となった場合は、議事録を速やかに提出することとし、和泉市の承認を受けること。優先交渉権者との交渉が不調となった場合、次点交渉権者が提出することとなる。

(6) 選定結果の通知

令和8年8月4日(火)(予定)

企画提案書提出者全員に原則メールにて評価結果及び選定結果を通知する。

なお、優先交渉権者に対する通知は、評価の結果、優先交渉権者として選定された事実を通知するものであり、業務の受託者として決定したものではない。通知後、市と優先交渉権者との間で契約締結に向けた協議を行う。

※企画提案書の提案者が1者の場合であっても、(3)に基づき、当該1者について審査する。

(7) 選定結果の公表方法・内容

審査結果の公表については、市ホームページに公表するものとする。

- ①優先交渉権者の名称及び総合得点
- ②全参加者の名称（辞退、失格等含む申し込み順）
- ③全提案者の名称（申し込み順）
- ④全提案者の総合得点（総合得点順）
- ⑤全提案者の採点項目ごとの各委員の点数
- ⑥優先交渉権者の選定理由
- ⑦選定委員の所属及び氏名

※③と④及び③と⑤の対応関係は明らかにしない。

※提案者が2者の場合は、優先交渉権者の点数は公表するが、残りの1者の点数は公表しない。

13. 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、優先交渉権者と本市が業務内容について協議等を行い、業務委託に係る仕様を確定させたうえで契約を締結する。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、優先交渉権者と本市との協議により内容を変更する場合は、再度見積書を提出のうえ提案限度額の範囲内で契約を締結する。

14. 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加表明書の受付日から契約締結日までに、参加資格を欠く事由が判明した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 提案価格書の金額が、あらかじめ示された提案限度額を超過した場合
- (5) 評価及び審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) その他市の指示に違反した場合

15. その他留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加表明書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出等に要する費用等は、すべて当該事業者の負担とする。
- (5) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提案者に帰属することとする。
- (7) 企画提案書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて当該事業者が負うものとする。
- (8) 提出された参加表明書及び企画提案書は、選定以外の目的で提出者に無断で使用しない。ただし、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (9) 参加者は、複数の参加表明書及び企画提案書を提出することができない。
- (10) 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差替及び再提出は、原則として認めない。

い。ただし、本市から要請した事項については、この限りではない。

- (11) 提出された企画提案書等は、和泉市情報公開条例（平成 10 年和泉市条例第 32 号）に基づく情報公開請求の対象となる場合がある。
- (12) 参加表明書又は企画提案書の提出後に辞退する場合は、辞退届（自由様式）を和泉市環境産業部環境政策室生活環境担当へ持参又は郵送により 2 次審査の前日までに提出すること。
- (13) 参加者（参加を予定しているものを含む。）又はその関係者は、審査会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には失格とする場合がある。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受託者を選定するものであるため、具体的な業務内容は、企画提案書に記載された内容を反映しつつ本市との協議に基づいて決定するものとする。
- (15) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本市は契約を解除できるものとする。この場合、本市に生じた損害は受託者が賠償するものとする。
- (16) 今後の社会情勢や財政状況の変化、その他不可抗力等により、事業計画の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して本市は一切の責任を負わないものとする。
- (17) 参加者は、参加表明書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- (18) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わないものとする。